

所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 Q & A

公表日	改定内容
令和8年4月2日	<ul style="list-style-type: none">・青色申告書の従業員数の取り扱いに関する事項を追加【Q26】・財産の担保権に関する事項を修正・追記【Q29】・従業員の雇用の開始時期及び賃金支払い期間に関する事項を追加【Q32・Q44】
令和8年4月13日	<ul style="list-style-type: none">・主たる事業所における付加価値額や給与支給総額の算出方法に関する事項を追加【Q25】・建物購入における建築年数に関する事項を追加【Q59】・上記追加に伴い、旧Q&Aの【Q25】以降繰り上げ
令和8年4月20日	<ul style="list-style-type: none">・必須要件及び審査加点項目の登録・認証の確認時期について更新【Q49】

■申請について..... - 1 -

- Q1 申請はどのように行えばよいか。..... - 1 -
- Q2 申請メールの最大容量は？..... - 1 -
- Q3 「横展開枠」、「先進枠」、「100億企業枠」のそれぞれの枠に申請できるのか。..... - 1 -
- Q4 例えば、1次募集において、「横展開枠」の補助対象事業「高付加価値化」で200万円の交付決定があった場合、補助上限額未滿（500万円）であるため、2次公募以降で同一メニューまたは別メニューで申請することは可能か。..... - 1 -
- Q5 複数の事業を始める予定ですが、複数申請はできるのか。..... - 1 -
- Q6 補助対象事業だけでは、賃上げや付加価値額の増加要件を達成することが困難なため、補助対象事業以外の事業も含めて、計画書を記載してよいか。..... - 1 -
- Q7 複数年度に渡る事業について申請できるか。..... - 2 -
- Q8 申請者が多数の場合の対応はどのように選別されるのか。先着順になるのか。..... - 2 -
- Q9 1次から3次まで募集予定となっていますが、早めに応募した方がよいのか。..... - 2 -
- Q10 申請したが採択にならなかった場合は、次回以降の公募で再申請できるのか。..... - 2 -
- Q11 他の補助金との併用は可能か。..... - 2 -
- Q12 国や県の制度融資を受ける予定であるが、この補助金との併用は可能か。..... - 2 -
- Q13 複数の支店があるが、支店ごとに申請が可能ですか。..... - 2 -
- Q14 申請時に全ての見積りが必要ですか。..... - 2 -
- Q15 申請時に添付する見積書は1者でよいか。..... - 3 -
- Q16 旅費の見積書はどのような形で提出すればよいか。..... - 3 -
- Q17 2者以上の見積りをとるのが難しい場合、どうすればよいか。..... - 3 -
- Q18 「経費の性質上、2者以上の見積をとることがどうしても困難な場合」とは、どのようなものがあるのか。..... - 3 -
- Q19 提出する見積書は、何か月前のものから有効なのか。..... - 3 -
- Q20 登記事項説明書や納税証明書は、原本を郵送で送るのか。..... - 3 -
- Q21 原本の保管義務はあるのか。..... - 4 -
- Q22 決算書の写しが2期分必要となっているが、創業して間もないため、基準年の前年決算の1期分のみしかないが、申請してもよいか。..... - 4 -
- Q23 創業して間もなく、決算書がない場合は、申請はできるのか。..... - 4 -
- Q24 経営の多角化（別形態事業の実施）については、申請はできるのか。起業との違いは何か。..... - 4 -
- Q25 主たる事業所単位で申請を行う場合、付加価値額や給与支給総額はどのように算出したらよいか。..... - 4 -
- Q26 個人事業主の場合、給与支給総額はどのように算出したらよいか。..... - 5 -
- Q27 個人事業主の場合、給与支給総額はどのように算出したらよいか。..... - 5 -
- Q28 青色申告書に記載された従業員数に、従業員に該当しない者（季節的に雇用される者（4か月以内の雇用）等）が含まれている場合は、どのように取り扱えばよいか。..... - 5 -
- Q29 申請に対する相談窓口はあるのか。..... - 5 -
- Q30 審査はどのように実施するのか。..... - 5 -

Q31 補助対象事業の設備等の財産への担保権は可能か。..... - 5 -

■ 補助対象者について..... - 7 -

Q32 補助対象者の範囲は。..... - 7 -

Q33 常時雇用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とあるが、具体的な内容は。..... - 8 -

Q34 従業員はいつの時点で雇用している必要があるか。..... - 8 -

Q35 申請できるのは県内に本社がある場合のみか。..... - 8 -

Q36 従業員の人数の算出はどのようにしたらよいか。事業完了までに従業員数に変更があった場合はどうなるのか。..... - 9 -

Q37 県外にも拠点を持っていた場合、県外の従業員も考慮する必要があるのか。..... - 9 -

Q38 個人事業主は対象となるのか。..... - 9 -

Q39 特定非営利活動法人（NPO）や公益財団法人、公益社団法人は対象となるのか。..... - 9 -

Q40 親会社と子会社それぞれに補助申請を行うことは可能か。..... - 9 -

Q41 大企業の子会社は対象となるのか。..... - 9 -

Q42 みなし大企業は対象となるのか。..... - 9 -

Q43 持株会社は対象となるのか。..... - 9 -

Q44 任意団体は対象となるのか。..... - 9 -

Q45 フランチャイザーの本社が県外で、フランチャイジーが県内の場合、フランチャイジーは対象となるのか。..... - 10 -

Q46 創業間もない個人・法人は対象となるのか。..... - 10 -

■ 申請要件について..... - 10 -

Q47 「給与支給総額要件」「付加価値額要件」は、どの時点を基準として比較した計画を策定すればよいか。..... - 10 -

Q48 「給与支給総額要件」「付加価値額要件」について、横展開枠、先進枠でどれくらい増加させる計画を策定する必要があるのか。..... - 10 -

Q49 必須要件や審査加点項目である「こうち男性育休推進企業」、「高知県 100 億企業登録制度」、「パートナーシップ構築宣言」、「高知県ワークライフバランス認証制度」等の登録・認証にはどれくらいの期間が必要となるのか。..... - 10 -

Q50 「こうち男性育休推進企業」企業へ登録が必須となっているが、登録申請中の場合は、補助金の申請をすることはできないのか。..... - 11 -

Q51 審査対象項目である事業戦略、経営計画、生産性向上計画のほか、「これらに準ずる計画」とあるが、具体的にどのような計画となるのか。..... - 11 -

Q52 「先進枠」の審査項目である「先進性・新規性」、「地域波及効果」とはなにか。..... - 11 -

■ 補助対象事業について..... - 11 -

Q53 補助対象経費の例で示されている経費以外でも、補助対象となる経費はあるのか。..... - 11 -

Q54 6つの事業選択について、単一経費（例：機械購入）でも、複数効果がある場合は2つ以上を選択したこととなり、横展開枠の補助上限額の引き上げが適用されるのか。..... - 12 -

Q55 6つの事業選択について、例えば、人材育成の事業を無料のサービス（例：よろず支援拠点のセミナー）などにより実施することとして、費用計上せずに横展開枠の補助上限額の引き上げや、先進枠の適用を受けることは可能か。.....	- 12 -
Q56 横展開枠で、2つ以上の事業選択を行い、補助上限額1,000万円の適用を受けようとするとき、2事業に要する経費は、それぞれ500万円が上限になるのか。.....	- 12 -
Q57 「一般車両購入費」が補助対象外となっているが、どのようなものであれば、対象となるのか。.....	- 12 -
Q58 中古の設備や備品の導入は補助対象となるか。.....	- 12 -
Q59 建物を購入する場合、建築年数などに制限はあるか。.....	- 13 -
Q60 月額・年額で使用料金が定められている形式（サブスクリプション等）のソフトウェア製品の使用料、申請するソフトウェアの利用範囲内の保守費用といった経費は補助対象か。.....	- 13 -
Q61 スマホ、パソコン、タブレット等、テレワークなどで活用する機器は補助対象か。.....	- 13 -
Q62 太陽光発電設備等、再エネ設備は対象か。.....	- 13 -
Q63 県外、海外への生産設備設置に係る経費は対象か。.....	- 13 -
Q64 子会社や関連会社など、いわゆるグループ会社との取引は対象となるのか。.....	- 13 -
Q65 マーケティング戦略策定やE Cサイト構築に係る経費は対象か。.....	- 13 -
Q66 自社HPの立ち上げ費用は対象か。.....	- 14 -
Q67 老朽化した施設や設備の更新は対象となるのか。.....	- 14 -
Q68 既存の情報システムの更新は対象となるのか。.....	- 14 -
Q69 工場の男女別トイレ整備、現場事務所・オフィス整備、倉庫の暑さ対策の屋根外壁塗装のための費用は対象となるのか。.....	- 14 -
Q70 人材獲得のための人材紹介手数料は対象となるのか。.....	- 14 -
Q71 申請前に発注（契約）済のものや支払済の経費は対象となるのか。.....	- 14 -
Q72 補助対象事業期間を過ぎた支払いは補助対象となるのか。.....	- 15 -
Q73 個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。.....	- 15 -
Q74 県外事業者への発注は対象となるのか。.....	- 15 -
Q75 海外からの輸入品購入は対象となるのか。.....	- 15 -
Q76 機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となるのか。.....	- 15 -
Q77 新しい設備等を整備するにあたって、古いものを撤去・処分する必要があるが、その費用は対象となるか。.....	- 15 -
Q78 高知県の企業が他県の企業をM & Aし、設備投資する費用は対象となるか。.....	- 16 -
Q79 M & Aの事業着手の考え方は。.....	- 16 -
Q80 M & Aの買収費用（株式の取得）は対象になるのか。.....	- 16 -
Q81 人材紹介手数料の事業着手の考え方は。.....	- 16 -
Q82 指定管理者制度を導入している施設における指定管理事業の経費は対象か。.....	- 16 -
Q83 対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。.....	- 16 -
Q84 申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その全部または一部について補助金の交付の決定を行うとあるが、一部の決定になるケースは何か。.....	- 17 -
■ 補助事業の実施（交付決定から補助金受領まで）について.....	- 17 -

Q85 申請時の見積書と実際に導入する際の見積書（型式、金額、数量、附属明細等）が異なる場合はどうすればよいか。.....	17 -
Q86 交付決定後の辞退、事業実施途中での中止（中断）や廃止はできるのか。.....	17 -
Q87 交付決定後に申請内容を変更できるのか。.....	17 -
Q88 補助事業の内容を大幅に変更する場合の具体的な内容とは何か。.....	18 -
Q89 軽微な変更でも変更申請書の提出は必要か。.....	18 -
Q90 補助金の増額申請はできないのか。.....	18 -
Q91 入札をしたところ、大幅に事業費を下げる事ができた。余った資金で当初予定していなかった事業を実施したいが、構わないか。.....	18 -
Q92 この補助金が2月16日までに完了しない場合に、補助を受けることができるのか。.....	19 -
Q93 「補助事業を完了した日」とは、何を以て「完了日」になるのか。.....	19 -
Q94 交付決定後、補助実績額が補助下限額を下回った場合、補助金は交付されるのか。.....	19 -
Q95 交付決定前であっても事業に着手してもかまわないか。その場合、交付決定前に支出された経費であっても補助金の対象となるのか.....	19 -
Q96 補助金の先払いは可能か。.....	20 -
Q97 補助金の支払はいつ頃になるのか。.....	20 -
Q98 支払いはクレジットカードでも可能か。.....	20 -
Q99 旅費に関する費用について、実績報告時に領収書が必要か。.....	20 -
Q100 経費の支出方法で、不可となっているものは何か。.....	20 -
Q101 建設業は、未完工などで労務費等が決算書に反映されない場合があるが、給与支給総額の伸び率の確認は、決算書に記載されている額でのみ確認することになるのか。.....	20 -
Q102 先進枠・100億企業枠のフォローアップはどのように行うのか。.....	21 -
Q103 現地調査を行うことはあるのか。.....	21 -
Q104 遂行状況の報告又は事業成果のフォローアップにおいて、事業計画が適切に遂行されていないと認められる場合、補助金の交付の決定を取消しとあるが、具体的な内容は。.....	21 -
Q105 単価50万円以上（税抜）の施設財産、機械、器具等について、耐用年数以内に倒産や処分した場合はどうなるのか。.....	21 -
Q106 補助事業により整備した施設を改修したい。何か手続きが必要か。.....	21 -
■ 補助事業の実施後について.....	22 -
Q107 補助金が返還になる場合はあるのか。.....	22 -
Q108 補助事業の事業計画で定める賃上げや付加価値向上が未達であった場合、返還は必要になるのか。.....	22 -

■申請について

Q1 申請はどのように行えばよいか。

電子メールで補助金事務局へ提出してください。事務局は4月20日に開設予定となっておりますので、メールアドレスが決まり次第、別途産業政策課ホームページおよび公募要領に掲載します。

電子メールでの提出が困難な場合は、添付書類は郵送も可能としますが、申請書本体は電子メールで提出してください。なお、持参での受付は行っていません。

Q2 申請メールの最大容量は？

事務局開設後に、別途産業政策課ホームページ及び公募要領に掲載します。添付書類がメールの最大容量以上となる場合は、分割して送付いただくことを想定しています。

Q3 「横展開枠」、「先進枠」、「100億企業枠」のそれぞれの枠に申請できるのか。

同一事業者が「横展開枠」、「先進枠」、「100億企業枠」の複数の枠に申請することはできません。いずれか1つに申請してください。

Q4 例えば、1次募集において、「横展開枠」の補助対象事業「高付加価値化」で200万円の交付決定があった場合、補助上限額未満（500万円）であるため、2次公募以降で同一メニューまたは別メニューで申請することは可能か。

1事業者につき1回のみ採択（交付決定）を行います。したがって、1次募集で交付決定を受けた事業者は、交付決定額が補助上限額に達していない場合であっても、二次公募以降に同一メニュー又は別メニューで申請することはできません。

Q5 複数の事業を始める予定ですが、複数申請はできるのか。

1社が複数件の申請を行うことはできません。複数の事業がある場合は、1つの申請書にまとめて記載してください。

Q6 補助対象事業だけでは、賃上げや付加価値額の増加要件を達成することが困難なため、補助対象事業以外の事業も含めて、計画書を記載してよいか。

補助対象事業以外の事業も含めて、計画書を記載いただいで構いません。

Q7 複数年度に渡る事業について申請できるか。

令和9年2月16日までに完了する見込みの事業が対象となります。複数年度に渡る事業については、国補助金（中小企業成長加速化補助金など）の利用をご検討ください。

Q8 申請者が多数の場合の対応はどのように選別されるのか。先着順になるのか。

審査により優先順位をつけ、予算の範囲内で上位から交付決定を行います。審査を行いますので、単純な先着順にはなりません。

Q9 1次から3次まで募集予定となっていますが、早めに応募した方がよいのか。

予算に限りがありますので、早めの応募をお勧めします。

Q10 申請したが採択にならなかった場合は、次回以降の公募で再申請できるのか。

不採択の場合、次回公募での再申請は可能です。

Q11 他の補助金との併用は可能か。

国や県、市町村等が実施する他の補助金と同一の事業内容の対象経費について**重複受給はできません**。なお、市町村等による本補助金への継ぎ足し補助金は、同一の補助対象経費については、重複受給可能です。

Q12 国や県の制度融資を受ける予定であるが、この補助金との併用は可能か。

制度融資を受けることによる、この補助金の交付の制限はありません。融資に関することは、金融機関や信用保証協会、県経営支援課などの担当窓口にお問い合わせください。

Q13 複数の支店があるが、支店ごとに申請が可能ですか。

支店ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で、1社あたり1申請となります。事業者単位での申請となりますので、本社の住所、代表者名で申請してください。

Q14 申請時に全ての見積りが必要ですか。

全ての経費の見積りが必要です。物品購入などの場合、金額の記載された商品カタログなどでも構いません。「税抜価格」が分かるものを提出してください。

Q15 申請時に添付する見積書は1者でよいか。

契約金額（税込）が30万円を超える場合は、2者以上の見積りが必要となります。また、単独見積とするために、同一の物品等について分割発注することは認められません。

Q16 旅費の見積書はどのような形で提出すればよいか。

旅行会社等を通じて手配している場合は、見積書を提出してください。30万円以上であれば、2者以上の見積もりが必要となります。

自社や個人で手配している場合は、予約画面、旅費規程、旅費積算書など、申請額の確認ができるものを提出してください。

Q17 2者以上の見積りをとるのが難しい場合、どうすればよいか。

原則、30万円（税込）を超える場合は、相見積もりが必要です。

同一の物品等で相見積もりをとるのが困難な場合は、同性能の他の物品等で2者以上の見積りを取得してください。

経費の性質上、2者以上の見積をとることがどうしても困難な場合は、単独随意契約を行うことにした理由書を提出してください。

Q18 「経費の性質上、2者以上の見積をとることがどうしても困難な場合」とは、どのようなものがあるのか。

例えば、特許権を有した独占技術であるため、当該企業以外の事業者から調達することができない状況等を想定しています。

Q19 提出する見積書は、何か月前のものから有効なのか。

見積書は、申請日時点において発行日から3か月以内のものを原則として有効とします。ただし、価格変動の状況により、必要に応じて再提出を求める場合があります。

Q20 登記事項説明書や納税証明書は、原本を郵送で送るのか。

郵送によらず、スキャン等により電子データ化し、電子メールに添付して提出してください。電子メールでの提出が困難な場合は、添付書類は郵送も可能としますが、申請書本体は電子メールで提出してください。なお、持参での受付は行っていません。

Q21 原本の保管義務はあるのか。

本補助金は国の交付金を財源として活用しているため、国の会計検査院による会計検査の対象となります。そのため、**令和13年度末**(補助事業が完了した日の翌年度から5年間)**までは、補助事業に関する申請書及び帳簿、証拠書類の原本**を、会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供せるよう**保存**してください。。

Q22 決算書の写しが2期分必要となっているが、創業して間もないため、基準年の前年決算の1期分のみしかないが、申請してもよいか。

基準年の前年決算1期分のみでも対象となりますので、申請可能です。

Q23 創業して間もなく、決算書がない場合は、申請はできるのか。

決算書がない場合は、申請不可となります。令和8年12月までに最初の決算を迎える場合は、見込み決算で事業計画を策定することにより対象となります。

Q24 経営の多角化（別形態事業の実施）については、申請はできるのか。起業との違いは何か。

既に事業を行っている事業者が、新たな分野・形態の事業に取り組む「経営の多角化」は、補助金の対象となります。例えば、ホテル業を営む事業者が新たに飲食店を開業する場合、農業者が農産物の加工・販売に取り組む場合など、既存事業に加えて新たな事業を展開するケースを想定しています。

一方で、これまで事業実績がない状態から新たに事業を立ち上げる「起業（創業）」は、補助金の対象外です。例えば、個人が新たに飲食店やサロンを開業する場合など、いわゆるゼロからの起業（創業）は対象となりません。

なお、形式上は既存の法人であっても、実態として事業実績がなく新規立ち上げと同様と認められる場合は、対象外となる場合があります。

Q25 主たる事業所単位で申請を行う場合、付加価値額や給与支給総額はどのように算出したらよいか。

付加価値額については、決算書に基づく数値（売上高、人件費、減価償却費）を用いて算出してください。

また、給与支給総額については、主たる事業所に属する従業員分のみを対象として算出してください。

なお、給与支給総額の確認にあたっては、当該事業所の従業員として算定される者の人数および給与支給額が分かる賃金台帳などの資料をご提出ください。

Q26 個人事業主の場合、給与支給総額はどのように算出したらよいか。

個人事業主の場合に対象となる給与支給総額は、青色申告決算書における⑩給料賃金のみとなります。個人事業主の収入及び専従者給与は対象となりません。

Q27 個人事業主の場合、給与支給総額はどのように算出したらよいか。

個人事業主の場合に対象となる給与支給総額は、青色申告決算書における⑩給料賃金のみとなります。個人事業主の収入及び専従者給与は対象となりません。

Q28 青色申告書に記載された従業員数に、従業員に該当しない者（季節的に雇用される者（4か月以内の雇用）等）が含まれている場合は、どのように取り扱えばよいか。

青色申告決算書に記載された従業員数に、従業員に該当しない者が含まれている場合は、当該者を除いた従業員数を確認する必要があります。

このため、従業員として算定される者の人数および給与支給額が分かる補足説明資料（任意様式）をご提出ください。

Q29 申請に対する相談窓口はあるのか。

県で設置する補助金事務局で相談を受け付けるほか、県内金融機関や商工会、商工会議所、よろず支援拠点に補助金申請に対する支援を依頼しています。

申請でお悩みの場合、各種窓口にご相談ください。

Q30 審査はどのように実施するのか。

【横展開枠】 ※100億企業枠で横展開の要件を満たす場合も同様

知事が指定する審査員（県職員、中小企業診断士等）が審査し、基準を満たした申請について、予算の範囲内で交付決定します。

【先進枠】 ※100億企業枠で先進枠の要件を満たす場合も同様

知事が指定する外部有識者からなる審査会で審査し、基準を満たした申請について、予算の範囲内で交付決定します。

原則として申請者のプレゼンテーションによる審査を実施します。その場合は、審査会開催日の7日前までに、申請書に記載の連絡先に連絡しますので、出席してください。オンラインで実施を予定しています。

なお、審査会に出席できない場合は、交付決定しませんので、ご了承ください。

Q31 補助対象事業の設備等の財産への担保権は可能か。

補助事業により取得する財産への抵当権などの担保権の設定は、当該補助事業の遂行に必要な資金調達をする場合に限り、担保権実行時に補助金返納をすることを条件に認められま

す。

これに該当する場合は、交付決定後、担保権を設定前に速やかに事務局に届け出を提出してください。その際に、必要な提出書類は交付決定時に連絡をします。

なお、資金調達目的以外の補助事業により取得する財産への担保権の設定は認められません。また、同財産への根抵当権の設定はいずれの場合においても認められません。

■ 補助対象者について

Q32 補助対象者の範囲は。

県内に本社または事業所を持つ中小企業・中堅企業等が対象です。個人事業主や、医療・福祉法人など幅広く対象となっています。補助対象外として示しているもの以外は、この補助金を活用することができます。

【補助対象外となるもの】

- ・常時雇用する従業員がいない法人や個人事業主等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- ・国、法人税法別表第1に規定する公共法人 ※公募要領P3参照
- ・政党その他の政治団体
- ・宗教上の組織又は団体
- ・高知県暴力団排除条例関係に掲げるいずれかに該当する者。また、該当する者がその経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人である場合
- ・県税及び県に対して税外未収金債務を滞納している者（徴収の猶予が認められている場合を除く。）。
- ・上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

Q33 常時雇用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とあるが、具体的な内容は。

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

【参考】労働基準法（昭和22年法律第49号）

（解雇の予告）

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 2箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者。

Q34 従業員はいつの時点で雇用している必要があるか。

基準年（令和8年1月から12月に迎える決算期）の始期時点で、従業員を雇用している必要があります。

Q35 申請できるのは県内に本社がある場合のみか。

高知県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）があり、県内の事業所に常時雇用する従業員がいる場合に対象となります。

Q36 従業員の人数の算出はどのようにしたらよいか。事業完了までに従業員数に変更があった場合はどうなるのか。

申請と実績報告において、従業員の人数を記載いただきますが、その時点（申請時点、実績報告時点）での常時使用する従業員の数で算出してください。

Q37 県外にも拠点を持っていた場合、県外の従業員も考慮する必要があるのか。

含みません。県内の事業所において、常時雇用する従業員を想定しています。

Q38 個人事業主は対象となるのか。

常時雇用する従業員がいる場合は対象となります。

Q39 特定非営利活動法人（NPO）や公益財団法人、公益社団法人は対象となるのか。

常時雇用する従業員がいる場合は対象となります。

Q40 親会社と子会社それぞれに補助申請を行うことは可能か。

法人として別に登記がされていれば、対象となります。

Q41 大企業の子会社は対象となるのか。

法人として別に登記がされていれば、対象となります。

Q42 みなし大企業は対象となるのか。

対象となります。

Q43 持株会社は対象となるのか。

対象となります。

Q44 任意団体は対象となるのか。

規約、代表者及び会計責任者の定めがあり、団体として継続的な事業活動を行い、常時雇用する従業員がいる場合は対象となります。

Q45 フランチャイザーの本社が県外で、フランチャイジーが県内の場合、フランチャイジーは対象となるのか。

対象となります。

Q46 創業間もない個人・法人は対象となるのか。

・令和8年12月までに最初の決算を迎えている場合は対象となります。なお、最初の決算期の1年間を通じて従業員に賃金を支払っていることが必要となります。

■ 申請要件について

Q47 「給与支給総額要件」「付加価値額要件」は、どの時点を基準として比較した計画を策定すればよいか。

令和8年1月から令和8年12月までに迎える決算期を基準年としてください。

Q48 「給与支給総額要件」「付加価値額要件」について、横展開枠、先進枠でどれくらい増加させる計画を策定する必要があるのか。

【横展開枠】

- ・3年の事業計画期間において、「従業員1人あたり給与支給総額」の年平均成長率を2%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は2%以上とすること）
- ・3年の事業計画期間において、「付加価値額」の年平均成長率を2%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は2%以上とすること）

【先進枠】

- ・3年の事業計画期間において、「給与支給総額」及び「従業員1人あたり給与支給総額」の年平均成長率を5%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は5%以上とすること）
- ・3年の事業計画期間において、「付加価値額」の年平均成長率を5%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は5%以上とすること）

なお、医療機関等で法定価格に基づき収入単価が定められている場合、改定後の伸び率に関しては、その改定率を適用して計算することを認めることとします。

Q49 必須要件や審査加点項目である「こうち男性育休推進企業」、「高知県100億企業登録制度」、「パートナーシップ構築宣言」、「高知県ワークライフバランス認証制度」等の登録・認証にはどれくらいの期間が必要となるのか。

申請から登録・認証まで1か月以上の期間が必要となる場合もありますので、早めに手続きをしてください。

なお、登録・認証申請中でも、補助金の申請は可能としますが、必須要件の登録・認証は交付決定時点、審査加点項目の登録・認証は公募期間終了時点（5/20（水）時点）において、それぞれ確認が取れることが必要です。登録・認証がされなかった場合は、補助金は不採択又は審査加点の対象とならないので、注意してください。

Q50 「こうち男性育休推進企業」企業へ登録が必須となっているが、登録申請中の場合は、補助金の申請をすることはできないのか。

登録申請中の場合は、補助金の申請は可能です。こちらで、元気な未来創造課に登録確認をしたうえで、交付決定を行います。登録されなかった場合は、補助金は不採択となりますので、注意してください。

Q51 審査対象項目である事業戦略、経営計画、生産性向上計画のほか、「これらに準ずる計画」とあるが、具体的にどのような計画となるのか。

以下の項目が記載されているものが準ずる計画とします。

- ①現在置かれている市場の概況
- ②自社の現状分析
- ③3年後まで（令和9年～令和11年）の数値目標（売上高等）と行動計画

例えば、観光振興スポーツ部が支援している分散型ホテルにかかる事業計画や、林業振興・環境部が支援している事業戦略などは、①～③の要件を満たしているため、対象となります。

Q52 「先進枠」の審査項目である「先進性・新規性」、「地域波及効果」とはなにか。

「先進性・新規性」については、困難な地域課題や業界課題の解決に資するなど、先進的または新規性のある取組であることを確認します。例えば、新たな技術の活用や、これまでにないビジネスモデルの導入など、課題解決に向けた意欲的・挑戦的な取組であることを想定しています。なお、「新規性」については、本県に例のない取組である必要はなく、申請事業者にとって、新たな事業分野の進出や新規事業の取組である場合を含みます。

「地域波及効果」は、県内の取引事業者の活性化につながるなど地域波及効果があることを確認します。具体的には、県内企業との取引拡大や新たな取引の創出など、県内事業者との連携強化につながる取組、県内の原材料、製品、人材等を活用するなど、県内資源の活用拡大につながる取組、新たな需要の創出により、関連産業や周辺事業者の受注機会の増加など、地域産業全体の活性化につながる取組などを想定しています。

■ 補助対象事業について

Q53 補助対象経費の例で示されている経費以外でも、補助対象となる経費はあるのか。

補助対象外経費で示している経費（公募要領 P8～P10）以外は、原則として対象となり

ますので、補助目的・要件の達成に向けて、様々な事業にご活用ください。

Q54 6つの事業選択について、単一経費（例：機械購入）でも、複数効果がある場合は2つ以上を選択したこととなり、横展開枠の補助上限額の引き上げが適用されるのか。

適用されません。単一経費は、一つの事業として申請書を記載してください。

2つ以上の事業選択により補助上限額の引き上げを行う場合は、申請書に沿って、それぞれの事業に要する経費を計上してください。

Q55 6つの事業選択について、例えば、人材育成の事業を無料のサービス（例：よろず支援拠点のセミナー）などにより実施することとして、費用計上せずに横展開枠の補助上限額の引き上げや、先進枠の適用を受けることは可能か。

適用されません。

Q56 横展開枠で、2つ以上の事業選択を行い、補助上限額1,000万円の適用を受けようとするとき、2事業に要する経費は、それぞれ500万円が上限になるのか。

費用配分は自由に設定していただいて構いません。（例えば、「②生産能力の向上」で機械購入に800万円、「⑤人材育成」で研修費用に200万円を計上するなど）

Q57 「一般車両購入費」が補助対象外となっているが、どのようなものであれば、対象となるのか。

単なる社用車（営業用の車両等）の更新など、売上の増加や事業規模の拡大に直接結び付かない一般車両の購入は対象外となります。

ただし、売上の増加や生産性向上に直接資する車両であり、事業規模拡大や賃上げにつながる効果が見込まれるものについては、補助対象とします。

具体例としては、搬送量の増加を目的としたトラック、フォークリフト、クレーン搭載車両（いわゆるユニック車）、配送体制強化のためのタクシー車両、漁獲量の増加を目的とした船舶等を想定しています。

Q58 中古の設備や備品の導入は補助対象となるか。

中古品については、以下の要件を全て満たした場合は、補助対象とします。

- ①同等のスペックの設備と比較し安価であること（新規と中古の両方の見積書を提出すること）
- ②メンテナンスを受けられるメーカーの商品であり、長く使用できること（メーカーに確認したことがわかる資料を提出すること）
- ③減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数内であること。

Q59 建物を購入する場合、建築年数などに制限はあるか。

既存の建物購入の場合、中古品の取り扱いと同様、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数内である必要があります。また、昭和56年6月1日以降に適用される建築基準法に基づく耐震基準を満たす建築物、又は同等の耐震性能を有することが確認された建築物であることが必要です。

Q60 月額・年額で使用料金が定められている形式（サブスクリプション等）のソフトウェア製品の使用料、申請するソフトウェアの利用範囲内の保守費用といった経費は補助対象か。

補助事業期間内の費用に限り、補助対象となりますので、事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。なお、**従前（交付決定前）から利用しているものは補助対象外**となります。

Q61 スマホ、パソコン、タブレット等、テレワークなどで活用する機器は補助対象か。

補助対象となりますので、事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q62 太陽光発電設備等、再エネ設備は対象か。

補助対象となりますので、事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q63 県外、海外への生産設備設置に係る経費は対象か。

補助対象外となります。ただし、外商拠点の開設資金（例：東京支店を開設等）は補助対象とします。

Q64 子会社や関連会社など、いわゆるグループ会社との取引は対象となるのか。

グループ会社から調達する設備・機器は補助対象外となります。ただし、そのグループ会社からしか調達ができない場合は事務局にご相談ください。

Q65 マーケティング戦略策定やECサイト構築に係る経費は対象か。

補助対象となります。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q66 自社 HP の立ち上げ費用は対象とか。

補助対象となります。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q67 老朽化した施設や設備の更新は対象となるのか。

賃上げや付加価値向上に必要なものであり、更新による生産性の向上が認められるものについては、対象となり得ます。生産性の向上につながらない単なる更新は対象となりません。

Q68 既存の情報システムの更新は対象となるのか。

賃上げや付加価値向上に必要なものであり、更新による生産性の向上が認められるものについては、対象となり得ます。生産性の向上につながらない単なる更新は対象となりません。

Q69 工場の男女別トイレ整備、現場事務所・オフィス整備、倉庫の暑さ対策の屋根外壁塗装のための費用は対象となるのか。

働き方改革に関する経費は補助対象となります。ただ、賃上げや付加価値向上の増加させる事業計画を策定する必要があります。

Q70 人材獲得のための人材紹介手数料は対象となるのか。

補助対象となります。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q71 申請前に発注（契約）済のものや支払済の経費は対象となるのか。

対象となりません。対象となる経費は「交付決定日」以降に発注・支出を行ったもののみです。しかしながら、交付決定までに時間を要することにより、実施時期の遅延により事業効果が損なわれる、すなわち事業実施の適期を失する等の正当な理由がある場合には、**指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認める**ことがあります。

交付決定時に、指令前着手が補助目的に合致していることを確認し、補助対象経費等の内容が適当と認められた場合には、指令前着手届が受理された日からの経費が補助金の対象となります。

指令前着手にあたっては、次のことが条件となりますので、予めご了承ください。

- ①補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- ②着手から補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと
- ③補助金の交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと

④不採択となった場合は、不採択の決定までに要した事業費は、すべて事業実施主体が負担すること。

なお、**指令前着手届は交付申請書とあわせて提出**してください。

Q72 補助対象事業期間を過ぎた支払いは補助対象となるのか。

納品が補助対象期間内に完了していても、**補助対象期間を過ぎた支払いについては補助対象外**となります。

Q73 個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。

取引価格の妥当性が確認できる場合に限り、補助対象となります。個人間取引は価格設定の自由度が高いため、市場価格と比較して著しく高額であるなど、適正な価格での取引と認められない場合は補助対象外となります。

例えば、一般的に10万円で購入できる機械を、個人から20万円で購入している場合などは、適正価格とは認められません。

Q74 県外事業者への発注は対象となるのか。

補助対象となります。ただし、補助金要綱第21条に基づき、補助事業の実施にあたり物品等を調達する場合は、県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に基づき県内事業者から物品等の調達に努めるようにしてください。

（戦略HP）<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025102300023/>

Q75 海外からの輸入品購入は対象となるのか。

補助対象となります。ただし、外国語で記載された書類等は日本語訳を添付するようにしてください。金額については、申請時は申請日の公表仲値、実績時は支払日の公表仲値で円換算してください。

Q76 機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となるのか。

据付や運搬費用も含めて補助対象になります。

Q77 新しい設備等を整備するにあたって、古いものを撤去・処分する必要があるが、その費用は対象となるか。

補助金では、既設のものを撤去、処分する費用は補助の対象となりません。ただし、建物等の改修に伴って発生する撤去（解体・取り外し）に要する経費は、補助の対象になります。

改修の場合でも、処分費用（処分場までの運搬含む）は補助の対象となりません。

Q78 高知県の企業が他県の企業をM & Aし、設備投資する費用は対象となるか。

仲介費用は対象となりますが、買収先（他県）の設備投資は補助の対象外となります。

Q79 M & Aの事業着手の考え方は。

成功報酬型のM & A 仲介手数料を対象にする場合は、手数料が概ね決定する基本合意書や最終譲渡契約などの締結をもって事業着手とします。それらの締結前に交付決定を受けられるよう申請してください。なお、その他のアドバイザー契約やDD（デューデリジェンス）、PMIなどのコンサルティング費用を対象とする場合も、それぞれの契約の締結前に交付決定を受けられるよう申請してください。

Q80 M & Aの買収費用（株式の取得）は対象になるのか。

対象になりません。M & Aは、仲介会社への仲介手数料や、DD（デューデリジェンス）、PMIなどのコンサルティング費用などの間接経費が対象となります。

Q81 人材紹介手数料の事業着手の考え方は。

手数料の形態が「成功報酬型」か「求人掲載料型」かで申請が必要となる時期が異なります。成功報酬型の場合は、雇用契約が締結され、紹介会社への支払い金額が確定する時点をもって事業着手とします。その前に交付決定を受けられるよう申請してください。

求人掲載時点で費用が発生する「求人掲載料型」の場合は、求人掲載契約を締結する時点をもって事業着手とします。その締結前に交付決定を受けられるよう申請してください。

Q82 指定管理者制度を導入している施設における指定管理事業の経費は対象か。

地方自治体が設置する公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設における指定管理事業の経費は、対象外となります。ただし、指定管理を受けている施設に関する事業以外の事業を行う場合で、かつ、補助対象となる経費が、地方自治体の保有する財産の効用や価値を増加させない（最終的な所有権が地方自治体等でない）ものは補助対象となります。詳細につきましては、公募要領の9ページからご覧ください。

Q83 対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。

対象外と対象内の経費が明確に確認できる場合、対象内経費については対象となります。工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象内経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。

Q84 申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その全部または一部について補助金の交付の決定を行うとあるが、一部の決定になるケースは何か。

補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した経費については、申請額から減額した上で交付決定を行う場合があります。例えば、市場価格と比較して著しく高額と判断される場合や、経費の必要性や妥当性が十分説明されていない場合、事業計画の実施に必要な範囲を超える設備・備品の導入が含まれている場合を想定しています。

■ 補助事業の実施（交付決定から補助金受領まで）について

Q85 申請時の見積書と実際に導入する際の見積書（型式、金額、数量、附属明細等）が異なる場合はどうすればよいか。

原則として、申請時の見積書の内容と実際に導入するものは同一の内容である必要があります。ただし、導入予定品が欠品となった場合などは変更が認められる場合がありますので、**必ず事前に事務局へご相談**ください。

Q86 交付決定後の辞退、事業実施途中での中止（中断）や廃止はできるのか。

中止・廃止申請書を提出し、承認を得る必要があります。なお、採択は公募年度中に1回のみのため、次回以降の申請はできません。

Q87 交付決定後に申請内容を変更できるのか。

以下のいずれかに該当する場合は、申請内容の変更手続きが必要となりますが、**まずは事前に事務局へご相談**ください。

- ① 補助事業の完了予定年月日の延期
- ② 補助金額の20パーセントを超える減額
- ③ 補助事業の事業区分を別区分に変更するなど、内容を大幅に変更する場合

なお、変更する場合は、事前に「変更申請書」を提出し、変更承認を得る必要があります。変更承認を受けずに発注・契約内容の変更を行った経費については、補助対象とならない場合がありますので、注意してください。

Q88 補助事業の内容を大幅に変更する場合の具体的な内容とは何か。

以下のような内容を想定していますが、**まずは事前に事務局へご相談ください。**

- ①当初予定していた主要な生産設備を、目的や性能、用途が大きく異なる設備へ変更する場合（A商品の生産量を増やすための設備導入を取りやめ、B商品の販売拡大のための設備導入へ変更する場合など）
- ②当初申請していた事業区分から、別の区分へ変更する場合（「生産能力の向上」を「販路開拓」に変更する場合など）
- ③事業の中核となる取組内容をする場合（新商品の開発により高付加価値化を図る事業として申請していたものを、既存商品の販売促進や販路開拓を中心とした事業へ変更する場合など）

なお、変更申請は必ずしも認められるとは限りませんので、注意してください。

Q89 軽微な変更でも変更申請書の提出は必要か。

以下のいずれかにも該当しない場合は、変更申請の提出は不要となりますが、**まずは事前に事務局へご相談ください。**

- ①補助事業の完了予定年月日の延期
- ②補助金額の20パーセントを超える減額
- ③補助事業の事業区分を別区分に変更するなど、内容を大幅に変更する場合
不明な場合は事務局まで相談してください。

Q90 補助金の増額申請はできないのか。

原則として、交付決定後の補助金額の増額は認めていません。ただし、資材価格の急激な高騰など、補助事業者の責に帰することができない事由により、やむを得ず事業費が増加した場合は、個別に判断しますので、事務局まで相談してください。

Q91 入札をしたところ、大幅に事業費を下げる事ができた。余った資金で当初予定していなかった事業を実施したいが、構わないか。

補助事業においては、申請時に提出いただいた事業計画書に沿って事業を進めていただくことが原則です。

従って、**入札等によって生じた余剰資金を、当初予定していなかった経費に充てることはできません。**また、当初予定していた設備や備品等の仕様を変更して、より高額なものを購入する経費に充てることもできません。

Q92 この補助金が2月16日までに完了しない場合に、補助を受けることができるのか。

この補助金は**令和9年2月16日までに完了することが要件**となっています。それ以降に補助事業を実施する場合は補助対象となりません。

ただし、資材の供給停止等、補助事業者の責によらない事情により、計画期間内での事業実施が困難となった場合など、やむを得ないと認められる場合に限り、個別に判断しますので、事務局まで相談してください。

なお、発注の遅れや事業計画の見直しなど、補助事業者の内部事情による場合は、原則として対象とはなりません。

Q93 「補助事業を完了した日」とは、何をもって「完了日」になるのか。

補助対象となる経費の**支払を全て終えた日をもって「完了日」と**します。ただし、前払いしている場合は、納品日又は検収日となります。

Q94 交付決定後、補助実績額が補助下限額を下回った場合、補助金は交付されるのか。

下限額を下回った場合は交付しません。

Q95 交付決定前であっても事業に着手してもかまわないか。その場合、交付決定前に支出された経費であっても補助金の対象となるのか

事業着手（発注、購入、契約締結等の事業実施に向けた具体的な行為）は交付決定日以降となります。したがって、交付決定日までに着手した事業を補助対象とすることは、原則として、認められていません。

しかしながら、交付決定までに時間を要することにより、実施時期の遅延により事業効果が損なわれる、すなわち事業実施の適期を失する等の正当な理由がある場合には、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認めることがあります。

交付決定時に、指令前着手が補助目的に合致していることを確認し、補助対象経費等の内容が適当と認められた場合には、指令前着手届が受理された日からの経費が補助金の対象となります。

指令前着手にあたっては、次のことが条件となりますので、予めご了承ください。

- ①補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- ②着手から補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと
- ③補助金の交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと
- ④不採択となった場合は、不採択の決定までに要した事業費は、すべて事業実施主体が負担すること

なお、指令前着手届は交付申請書とあわせて提出してください。

Q96 補助金の先払いは可能か。

先払い（概算払い）はできません。事業実施のために資金の借入れが必要な場合は、申請前に金融機関にご相談ください。

Q97 補助金の支払はいつ頃になるのか。

実績報告書に不備や記載漏れのないことを確認し、検査に合格したら補助金額の確定通知を行い、通知から2週間程度で補助金を支払います。

Q98 支払いはクレジットカードでも可能か。

支払方法は**原則、「振込依頼書による銀行振込」**としてください。ネットバンキングも可としますが、振込済みが確認できる資料の提出が必要です。(振込指定日(予約日)の画面コピーは不可)

クレジットカードによる支払は原則対象外です。ただし、海外企業などからの購入で、支払方法がクレジットカードに限定されている場合は可としますが、支払方法がクレジットカード払いに限定されていることが確認できる資料の提出が必要です。

Q99 旅費に関する費用について、実績報告時に領収書が必要か。

旅行会社等を通じて手配している場合は、領収書を提出してください。

自社や個人で手配している場合でも、可能なものは全て領収書を添付してください。なお、電車・JR・バスなど、領収書の提出が困難な場合は、出張命令書、旅費規程、旅費精算書、運賃検索結果、ICカード利用履歴など、実績額の確認ができるものを提出してください

Q100 経費の支出方法で、不可となっているものは何か。

仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む。)での支払い、小切手・手形・電子記録債権、ファクタリングでの支払、相殺による決済は不可となります。

また、補助対象経費以外との混合払い(総合振込等)は、行わないようにしてください。

Q101 建設業は、未完工などで労務費等が決算書に反映されない場合があるが、給与支給総額の伸び率の確認は、決算書に記載されている額でのみ確認することになるのか。

・給与支給総額の伸び率の確認は決算書に記載されている額で確認しますが、給与支給総額に含まれるべき経費の一部が、各業種において準拠すべき会計基準の都合により、決算書上他の費目(未成工事支出金等)に計上されているときは、決算書に加えて、当該期間に支払った給与支給総額の内訳がわかる資料(賃金台帳等)を添付してください。

Q102 先進枠・100億企業枠のフォローアップはどのように行うのか。

「先進枠」、「100億企業枠」を活用した補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から3年間、事業成果等について県に報告するとともに、補助事業者が指定する支援機関とともに、県の担当部局のヒアリングを毎年1回受けることになります。

県のヒアリングでは、目標の達成状況など事業成果等を把握するため、補助事業実施報告書や決算書などをベースに聞き取りを行います。また、県が取りまとめた経営改革モデルの新たな先進事例として追加し、県内事業者への横展開に活用させていただく場合があります。

なお、申請の際には、フォローアップの支援機関から同意書をもらい、県へ提出してください。

（支援機関）金融機関（メインバンク等）、商工会・商工会議所、産業振興センター、
その他専門家（中小企業診断士など）

Q103 現地調査を行うことはあるのか。

必要に応じて現地調査を実施する場合があります。

Q104 遂行状況の報告又は事業成果のフォローアップにおいて、事業計画が適切に遂行されていないと認められる場合、補助金の交付の決定を取消しとあるが、具体的な内容は。

事業計画に沿った事業を実施していない場合や、賃上げできる余力があるにも関わらず賃上げを実施していない場合、役員報酬のみを引き上げている場合などを想定しています。

Q105 単価50万円以上（税抜）の施設財産、機械、器具等について、耐用年数以内に倒産や処分した場合はどうなるのか。

補助事業により整備した施設、機械及び器具等（単価50万円以上（税抜））について、耐用年数が経過する前に財産処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する）を行う場合は、事前に知事の承認が必要です。

また、耐用年数が経過する前に財産処分を行う場合は、補助金の返納が生じることがあります。

Q106 補助事業により整備した施設を改修したい。何か手続きが必要か。

補助事業により整備した施設、機械及び器具等（単価50万円以上（税抜））について、耐用年数が経過する前に財産処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する）を行う場合は、事前に知事の承認が必要です。

また、耐用年数が経過する前に財産処分を行う場合は、補助金の返納が生じることがあります。

施設の改修、増築、備品の取替え等、何らかの手を加える場合には、上記規定により知事の承認が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

■ 補助事業の実施後について

Q107 補助金が返還になる場合はあるのか。

補助金支払い後に、要綱第12条に定める不正利用などに該当することが発覚した場合は、交付決定の取り消しや返還を命じることになります。その際、返還加算金や返還延滞金も発生します。関係法令の遵守や、要綱等で定める要件を確認のうえ、申請をお願いします。

また、期日までに必要な書面の提出が行われなかった場合なども返還となり得るので、提出期限の順守をお願いします。

Q108 補助事業の事業計画で定める賃上げや付加価値向上が未達であった場合、返還は必要になるのか。

未達であることを理由に直ちに返還を求めるものではありません。ただし、補助事業の遂行状況の報告又は事業成果のフォローアップにおいて、特別な理由もなく、事業計画が適切に遂行されていないと認められる場合、返還になり得ることがあります。